**川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の一部改正（案）について**

平成２４年２月

環境部　資源循環推進課

**１．趣旨**

　川越市では、これまで一般廃棄物として使用済みとなった「バイク（50cc以下）」について、有料で粗大ごみ収集または自己搬入処理をしてまいりました。しかし、「二輪車リサイクルシステム」の無料回収の対象範囲が拡大したことに伴い、「バイク（50cc以下）」について、粗大ごみ収集及び自己搬入処理の対象から外す方針です。

　なお、「バイク（50cc以下）」に類する「電動自転車」等については、これまでどおり、粗大ごみ収集及び自己搬入処理の対象となります。

**２．改正案**

　「川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則」別表 バイク（50cc以下）項中、「 バイク（50cc以下） 」を「 電動自転車 」に改めるものです。

**３．施行期日**

　この改正案は、平成２４年４月１日から施行しようとするものです。